

領 収 証

久保田 哲 様 28年 4月 1 日

★ ￥ 60,000

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

[Redacted]



コクヨ ウケ-1048

✓

領 収 証

久保田 哲 様 28年 5月 1 日

★ ￥ 60,000

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

[Redacted]



コクヨ ウケ-1048

✓

領 収 証

久保田 哲 様 28年 6月 1 日

★ ￥ 60,000

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

[Redacted]



コクヨ ウケ-1048

✓

領 収 証

久保田 哲 様

28年 7月 1日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

久保田 哲 様

28年 8月 1日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

久保田 哲 様

28年 9月 1日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

久保田 哲 様

28年10月1日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

久保田 哲 様

28年11月1日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

久保田 哲 様

28年12月1日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

久保田 哲 様

29 年 1 月 1 日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクヨ ウケ-1048

領 収 証

久保田 哲 様

29 年 2 月 1 日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクヨ ウケ-1048

領 収 証

久保田 哲 様

29 年 3 月 1 日

★ ￥60,000-

但 事務所費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクヨ ウケ-1048

事務所賃貸借契約書

賃貸人 () と借借人 (久保田 哲) とは、次の通り事務所賃貸借契約を締結する。

第1条 (目的)

賃貸人は次に表示の賃貸人の所有に係る貸事務所 (以下「賃貸借物件」という。) を借借人に賃貸し、借借人はこれを賃借する。

【貸事務所の表示】

所 在 : 大阪府交野市星田1-23-3

構 造 木造平屋根1階建て

(但し、室内の造作設備等一切現況有姿のまま)

床面積 60平方メートル

第2条 (使用目的)

借借人は賃貸借物件を借借人の事務所としてのみ使用し、その他の目的に使用は一切しないものとする。

第3条 (賃貸借期間)

賃貸借期間は平成24年4月1日から平成28年3月31日までの満4年間とする。

2 賃貸借期間は、いかなる場合も更新しないものとする。

第4条 (賃料等及び付加使用料)

賃料は月額金60,000円也とし、毎月末日までに翌月分の賃料を賃貸人の指定する方法で支払うものとする。

2 共通管理費月額0円也及び別途に定める冷暖房費は借借人が負担するものとし、前項に準じて賃貸人に支払うものとする。

3 賃貸借物件に係る電気、ガス、水道等の料金は全て借借人が負担するものとする。

第5条 (賃料等の増額)

賃貸人は、本件建物に関する公租公課の変動、物価の上昇、経済情勢の変化等があった場合には、賃料、共通管理費等を増減できる。

第6条 (使用上の注意)

借借人は善良な管理者の注意をもって賃貸借物件を占有使用し、賃貸人及び第三者に迷

惑となる行為は行わないものとする。

第7条（立入り）

賃貸人は賃貸人、賃貸人の使用人若しくは賃貸人の指定した者が、建物管理の必要あるとき、又は緊急のときは、室内に立入り必要な措置をすることを認める。

第8条（転貸等の禁止）

賃借人は本契約に基づく賃借権を他に譲渡したり、賃貸借物件の全部若しくは一部の転貸（同居、共同使用等を含む。）はしないものとする。

第9条（修理等）

賃貸人は、賃貸借物件の維持保全に必要な保守、修理を賃借人の請求に応じて行う。

2 賃借人は賃貸借物件又は造作の改造、修理及び模様替え等、賃貸借物件の原状を変更するときは、賃貸人の書面による事前承諾を得るものとする。

第10条（損害賠償）

賃借人又は賃借人の代理人、使用人その他関係者が賃貸借物件、設備、造作又は共用部分等を滅失毀損させたときは、賃借人は、一切の損害を賠償するものとする。

第11条（契約解除）

賃貸人は賃借人につき次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人に対して何ら催告・通知を要することなく本契約を解除できるものとする。

- (1) 賃料を2ヵ月分以上滞納したとき
- (2) 他の債務につき仮差押、仮処分、又は強制執行を受けたとき
- (3) 公租公課を滞納したとき
- (4) その他本契約の各条項に一に違反したとき

第12条（任意解除）

賃借人はその都合により、2ヵ月前に賃貸人に対して解除通知を出したとき、又は賃料の1ヵ月分相当額を支払い、解除を申入れたときは本契約を解除できる。

第13条（明渡し等）

賃借人は、本契約が終了したときは、賃貸借物件を原状に復し、賃貸人に完全に明渡しものとする。

2 賃借人は、前項の場合、本契約終了の日から明渡し完了の日まで1日当たり金0円の金員を賃貸人に支払うものとする。

3 賃貸日は、第1項の場合、賃借人が賃貸借物件内から賃借人の所有に係る物品を取去らないときは、賃借人の負担により原状の回復を行い、賃貸借物件の明渡しを完了するものとする。

第14条（連帯保証人）

賃借人は賃貸人の請求があったときは、連帯保証人を立て、その連帯保証人に賃借人と連帯して本契約上の債務を負わせるものとする。

第15条（信義則）

賃貸人と賃借人とは、信義に基づき本契約を誠実に履行するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月1日

賃貸人：住所：[REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人：住所：交野市星田4-21-11
四宮ハイツ421
氏名 久保田 哲